

知らなかったじゃ
すまされない！

令和 7 年度 廃棄物処理法説明会

青森県 環境エネルギー部 資源循環推進課

開催目的、対象

○目的

廃棄物処理法的基本的な内容を理解していただき、産業廃棄物が適正に処理されることを目的としています。

○対象

主に排出事業者の皆さまを対象としています。

基本的なこと、重要なことに特化！

本日の主な説明項目

- 資料 1

知らないと怖い廃棄物処理法

- 資料 2

産業廃棄物の処理を委託するときは・・・

- 資料 3

電子マニフェスト利用のお願い

- 資料 4

建設系廃棄物の適正処理について

- 資料 5

P C B 廃棄物（P C B 特別措置法）について

知らないと怖い 廃棄物処理法

これ、違法です！－事例①

- ・敷地内に建設系廃棄物を投棄(掘削調査で判明)
- ・建設系廃棄物(解体廃材)の野焼き(パトロールで覚知)



主な罰則

ガイドブック p 49

- ・ 不法投棄 野焼き



個人 5年以下の拘禁刑 若しくは
1,000万円以下の罰金（又は併科）

法人 3億円以下の罰金（両罰規定）

※ 両罰規定とは

違反者だけではなくその違反者が所属する
法人にも罰則

※ 自社敷地内や自宅の庭でも不法投棄、野焼き！



●「不法投棄」、「野焼き」に関する通報やお問い合わせは、お近くの環境管理事務所、または、市町村役場へ

青森環境管理事務所
弘前環境管理事務所
八戸環境管理事務所
むつ環境管理事務所
青森県環境エネルギー部資源循環推進課

TEL 017-763-5292
TEL 0172-31-1900
TEL 0178-27-5111(代表)
TEL 0175-33-1900
TEL 017-734-9248

※中核市(青森市、八戸市)内の「野焼き」に関するお問い合わせは、それぞれの市へ

青森市(環境保全課)
八戸市(環境保全課)

TEL 017-718-1164
TEL 0178-51-6195

排出事業者責任－①

- ・ 廃棄物処理法 第3条

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を
自らの責任において適正に処理しなければならない

「排出事業者」が自ら処理することの他、
「廃棄物処理業者等」に処理を委託すること
も含まれる

処理委託先へ任せっきりではいけません！

排出事業者責任－②

・廃棄物処理法 第12条第7項

【概要】

事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合、産業廃棄物の処理に関する確認を行い、処理の全行程が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない（努力義務）

<具体的には>

①マニフェスト、委託契約書、帳簿等書類による処理状況の確認

②処理業者（収集運搬、処分）による処理状況の現地確認

③適正な処理料金か否かの確認

など

繰り返します！

処理委託先へ任せっきりではいけません！

活用しましょう！

排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課（令和5年3月一部改定）

○環境省HP <https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>

目次

1. 本チェックリストの目的と用語の定義	・・・1
1-1 本チェックリストの目的	・・・1
1-2 本チェックリストにおける用語の定義	・・・2
2. 排出事業者責任に係る具体的な規定と留意事項	・・・3
2-1 廃棄物の定義	・・・3
2-2 排出事業者の責務	・・・6
2-3 産業廃棄物保管基準及び産業廃棄物処理基準	・・・8
2-4 委託基準	・・・10
2-5 現地確認等による処理状況の確認	・・・14
2-6 産業廃棄物管理票	・・・15
3. 排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト	・・・20
3-1 排出時	・・・20
3-2 保管	・・・20
3-3 委託処理	・・・21
3-4 その他	・・・25
参考：廃棄物処理法関連条文等	・・・27

3. 排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト

- ・ 本チェックリストのほか、都道府県等の条例等により、排出事業者が適正処理を確保する上で必要な措置等を規定している場合もあるため、確認する必要があります。
- ・ 本チェックリストの使用に際しては、自社の業種、廃棄物の種類や処理工程等及び自治体の条例等に合わせ、適宜、項目を追加する等の工夫をして活用することも考えられます。

3-1 排出時

項目	チェック内容	確認
廃棄物該当性	各種判断要素（物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等）により総合的に判断しているか。 【法第2条第1項等】	適・否
廃棄物の分別	産業廃棄物と一般廃棄物に分別しているか。 【法第2条第2項等】	適・否
	産業廃棄物の種類毎又は名称毎に分別しているか。 【法第2条第4項等】	適・否
	特別管理産業廃棄物と他の産業廃棄物に分別しているか。 【法第2条第5項等】	適・否
特別管理産業廃棄物管理責任者	特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しているか。 【法第12条の2第8項】	適・否
	資格を有しているか。 【法第12条の2第9項等】	適・否

3-2 保管

項目	チェック内容	確認
保管基準	保管場所の状況の確認 【法第12条第2項、規則第8条第1号等】	-
	囲いを設置しているか。	適・否
	掲示板を設置しているか。	適・否
	飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止措置の確認	-

産業廃棄物の種類

ガイドブック p 7

①～⑫

あらゆる事業活動に伴って発生したもの

⑬～⑲

特定の事業活動に伴って発生したもの
(業種指定あり)

産業廃棄物の種類

- | | |
|---|-----------------------|
| ① | 燃え殻 |
| ② | 汚泥 |
| ③ | 廃油 |
| ④ | 廃酸 |
| ⑤ | 廃アルカリ |
| ⑥ | 廃プラスチック類 |
| ⑦ | ゴムくず |
| ⑧ | 金属くず |
| ⑨ | ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |
| ⑩ | 鋳さい |
| ⑪ | がれき類 |
| ⑫ | ばいじん |
| ⑬ | 紙くず |
| ⑭ | 木くず |
| ⑮ | 繊維くず |
| ⑯ | 動植物性残さ |
| ⑰ | 動物系固形不要物 |
| ⑱ | 家畜ふん尿 |
| ⑲ | 家畜の死体 |
| ⑳ | 令第2条第13号廃棄物 |

間違えやすい産業廃棄物の種類－①

- ・木くず

【産業廃棄物】

建設業、木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業に伴い発生したもの

貨物流通に使用した木製パレット（パレットへの貨物の積み付けに使用した梱包用木材を含む）は、業種を問わず全て産業廃棄物

PCBが染み込んだものは、特別管理産業廃棄物

【一般廃棄物（事業系一般廃棄物）】

上記以外の事業活動に伴って発生したもの
(道路等の管理に伴い生じた剪定枝、流木等)

間違えやすい産業廃棄物の種類－②

- ・紙くず

【産業廃棄物】

建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業に係るもの

PCBが塗布され、又は染み込んだものは、
特別管理産業廃棄物

【一般廃棄物（事業系一般廃棄物）】

上記以外の事業活動に伴って発生したもの
(事務所から排出される紙くず等)

間違えやすい産業廃棄物の種類－③

- ・コンクリート片

【がれき類】

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートやアスファルトの破片その他これに類する不要物

PCBが付着したものは、特別管理産業廃棄物

【ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】

コンクリート製造工場の不良品

PCBが付着したものは、特別管理産業廃棄物

間違えやすい産業廃棄物の種類－④

- ・石綿含有産業廃棄物

石綿を含む産業廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物である「廃石綿等※」を除いた建設系産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの【石綿含有仕上塗材、石綿含有石膏ボード等】

※廃石綿等

建築物等から除去した飛散性吹付石綿、石綿保温材等

間違えやすい産業廃棄物の種類－⑤

- ・ 水銀使用製品産業廃棄物
水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの
【水銀温度計、水銀電池、水銀含有蛍光灯等】
- ・ （水銀使用製品産業廃棄物ではない）ガラスくず
【アルコール温度計、水銀フリー電池、LEDランプ等】
- ・ 特別管理産業廃棄物である水銀
【特定施設で発生した廃水銀や水銀化合物、
産業廃棄物から回収した廃水銀】

許可証記載例（収集運搬業）

許可番号 000000000000

産業廃棄物収集運搬業許可証

青森県青森市長島1番地1
 ○×商事株式会社
 代表取締役 ○○ ○○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

官廳原印 官下 第一 公印

許可の年月日 令和5年6月29日
 許可の有効年月日 令和10年6月28日

1. 事業の範囲

産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）			
燃え殻	×	動物系固形不燃物	×
汚泥	×	ばんくず	×
廃油	×	金属くず	○
廃酸	×	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○
廃アルカリ	×	鉱さい	×
廃プラスチック類	○	がれき類	○
紙くず	○	家畜ふん尿	×
木くず	○	家畜の死体	×
繊維くず	○	ばいじん	×
動植物性残さ	×	政令第2条第13号廃棄物	×
上記のうち			
自動車等破砕物であるもの	×	水銀使用製品産業廃棄物であるもの	○
有機含有産業廃棄物であるもの	○	水銀含有ばいじん等であるもの	×

備考 ○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 該当無し

3. 許可の条件
 無し

4. 許可の更新又は変更の状況
 令和5年6月29日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無し
 市名 青森市 許可番号 000000000000

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無し

許可番号 000000000000

1/1

※青森県における「産業廃棄物収集運搬業許可証」記載例

許可証記載例（収集運搬業）

1. 事業の範囲

産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）					
燃え殻		×	動物系固形不要物		×
汚泥		×	ゴムくず		×
廃油		×	金属くず		○
廃酸		×	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		○
廃アルカリ		×	鉍さい		×
廃プラスチック類		○	がれき類		○
紙くず		○	家畜ふん尿		×
木くず		○	家畜の死体		×
繊維くず		○	ばいじん		×
動植物性残さ		×	政令第2条第13号廃棄物		×
上記のうち					
自動車等破砕物であるもの		×	水銀使用製品産業廃棄物であるもの		○
石綿含有産業廃棄物であるもの		○	水銀含有ばいじん等であるもの		×
備 考					

○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの

※青森県における「産業廃棄物収集運搬業許可証」記載例

許可証記載例（処分業）

許可番号 000000000000

産業廃棄物処分業許可証

青森県〇〇市××町△番地〇
 株式会社〇×△工業
 代表取締役 〇〇 〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 宮下 崇一 公印

許可の年月日 令和5年6月29日
 許可の有効年月日 令和10年6月28日

1. 事業の範囲

事業の区分		産業廃棄物の種類
中間処理	破碎	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 以上1種類 (石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)
中間処理	破碎	廃プラスチック類 紙くず 木くず 金属くず ガラスくず コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類 以上6種類 (これらのうち、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種別	設置場所	処理能力	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設（がれき類の破碎施設（～））	青森県〇〇市××町△番地〇		令和5年6月10日 — —
破碎施設（がれき類の破碎施設（～））	青森県〇〇市××町△番地〇		令和5年6月10日 — —
破碎施設（がれき類の破碎施設〇〇〇〇）	青森県〇〇市××町△番地〇		令和5年6月10日 — —
破碎施設（移动式）〇〇〇〇	青森県〇〇市××町△番地〇		令和5年6月10日 — —

（第1面：第2面に続く）

許可番号 000000000000 1/1

※青森県における「産業廃棄物処分業許可証」記載例

許可証記載例（処分業）

・石綿含有産業廃棄物

1. 事業の範囲

事業の区分		産業廃棄物の種類
中間処理	破碎	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 以上 1 種類 (石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)

上記のうち、自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

・水銀使用製品産業廃棄物

1. 事業の範囲

事業の区分		産業廃棄物の種類
中間処理	破碎	廃プラスチック類 紙くず 木くず 金属くず ガラスくず 、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類 以上 6 種類 (これらのうち、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)

上記のうち、自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

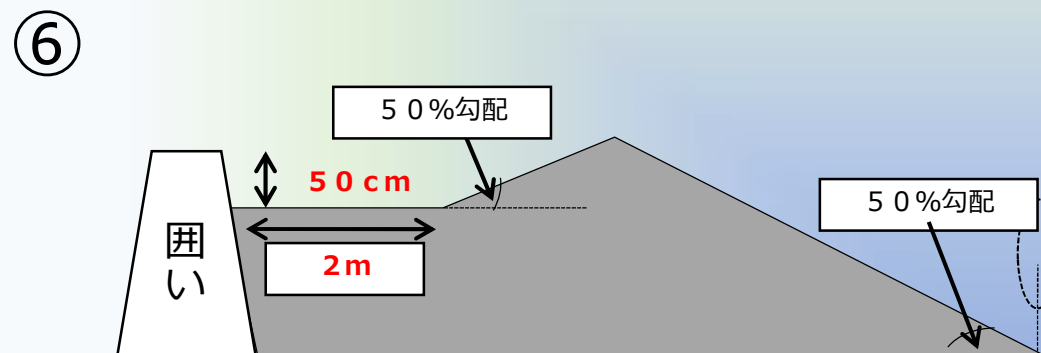
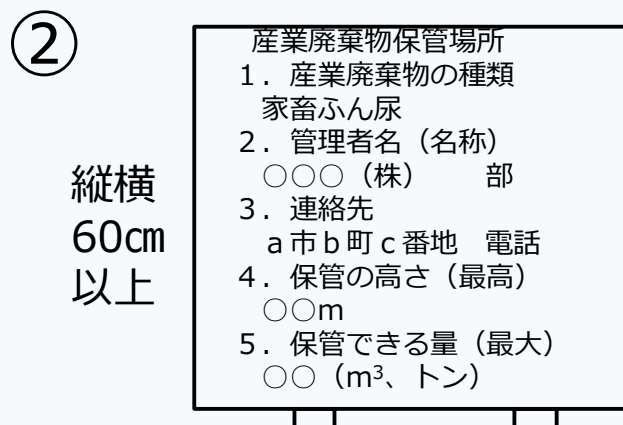
※青森県における「産業廃棄物処分業許可証」記載例

産業廃棄物 保管基準

ガイドブック p 9-10

・保管基準

- ①周囲に**囲い**を設置
- ②保管場所である旨の**掲示板を設置**（縦横 60cm以上）
- ③飛散、流出、地下浸透、悪臭発生防止の措置
- ④公共用水域及び地下水の汚染防止対策
- ⑤ねずみ、蚊、はえなどの害虫発生防止
- ⑥**保管の高さの遵守**（屋外で容器を用いずに保管する場合）
- ⑦石綿含有産廃、水銀使用製品産廃は仕切り等が必要

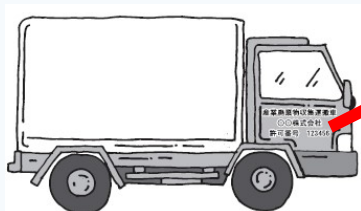


産業廃棄物 収集運搬基準

ガイドブック p 1 1

・ 収集運搬基準

- ① 廃棄物の飛散、流出の防止
- ② 悪臭、騒音、振動による生活環境保全上の支障の発生防止
- ③ 収集、運搬のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生じるおそれのないよう措置
- ④ 運搬車、運搬容器等は飛散、流出、悪臭が漏れるおそれのないものを使用
- ⑤ 運搬車を用いて産業廃棄物を収集運搬する場合は、車体の両側面に運搬車である旨の表示と、環境省令で定める書類を携帯



【車両の両側面】

4.9cm以上 ↓ 産業廃棄物収集運搬車
3.2cm以上 ↓ 青森県不法投棄対策株式会社
3.2cm以上 ↓ 1 2 3 4 5 6 （許可業者は固有番号）

産業廃棄物 処理委託基準 ガイドブック p 21～

- ・ 処理委託基準

- ①委託しようとする内容が、その事業の範囲に含まれている**許可業者**に委託
- ②委託契約は必要事項を記載した**書面**で行い、**許可証の写しを添付**
- ③委託契約は収集運搬業者又は処分業者の各々と**二者契約**
(双方の許可を持っている業者に収集運搬と処分の両方を委託する場合を除く。)
- ④委託契約書は契約期間が終了した日から**5年間保存**
- ⑤委託した産業廃棄物の**処理状況に関する確認**を行う

産業廃棄物の 処理を委託するときは・・・

委託基準に違反した場合は

5年以下の拘禁刑

若しくは

1, 0 0 0 万円以下の罰金、

又はこれを

併科されます

委託の流れ

まずは「**契約の締結**」

つぎに

「**産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付**」

最後に

「**契約書、マニフェストの管理、集計、報告**」

が必要です

契約の締結（１）

契約に先がけ・・・

- ・ 処理委託予定先の**許可状況**について確認
（処理対象となる産業廃棄物の種類に係る
収集運搬・処分の許可を有しているか、等）
無許可業者への委託には罰則があります

いざ契約・・・

- ・ 契約は、委託者と収集運搬業者、委託者と
処分業者において、**書面により、それぞれ**
2者間で締結する必要があります。

契約の締結（２）

委託契約書の作成

法令により、**記載内容**が決められています。

（ガイドブックP21、86-95）

契約書には、処理委託先の**現在有効な許可証の写し**
を添付してください。

契約書の不備には罰則があります

契約後・・・

- ・ 契約書は、契約期間終了後 **5年間保存**する
必要があります！

契約の締結（３）

自動更新の契約書について・・・

自動更新は、継続的な取引がある場合等において、
**契約期間の満了時に、契約当事者からの申出がなくても、
契約が自動的に更新される仕組みです。**

自動更新の規定があると思い込んで廃棄物の引渡しを行なったものの、**契約書を確認したら自動更新の規定はなく、
契約期間も過ぎていた！**という場合、
**契約を締結していない状態で廃棄物を引き渡した
こととなり、委託基準違反となります！**

これ、違法です！－事例②

- 排出事業者 A は、自社の産業廃棄物の収集運搬を、委託契約書を締結したうえで、収集運搬業許可業者 B に委託していたが・・・



B の配車がうまくいかず、急遽、
B の系列会社である C (収集運搬業許可なし) に
B の名義を貸し、
A から廃棄物を受け取り収集運搬を行わせた。

A : 無許可業者への処理委託 → 委託基準違反

(B の名義貸しを知り得た場合)

B : 無許可業者への名義貸し → 名義貸しの禁止違反

C : 許可を受けずに収集運搬 → 無許可営業

これ、違法です！－事例③

- 小売業者Xは、**自社販売の家電製品の購入を条件に、使用済で同種の製品を無償**で引き取っていたが、現在は、自社ではなく、配送業者Yが収集運搬している。
- **「下取り行為」に当たるか**どうかポイント
→ 新製品を販売する際、商慣習として、同種の製品で使用済のものを無償で引き取り、収集運搬する場合、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要
(この場合、小売業者Xが排出事業者となる)
- ◆ 収集運搬者がXの場合は「下取り行為」による自社運搬に当たる
- ◆ Yの場合は**「下取り行為」による自社運搬には当たらない！**
 - X：無許可業者に処理委託 → **委託基準違反**
 - Y：許可を受けずに収集運搬 → **無許可営業**

主な罰則－ A、 X

ガイドブック p 4 9

- ・ 無許可業者への処理委託基準違反

排出事業者（中間処理業者を含む。）が、
産業廃棄物の運搬又は処分を、
産業廃棄物収集運搬業者・処分業者
その他環境省令で定める者以外の者に委託したとき



個人 5年以下の拘禁刑若しくは
1,000万円以下の罰金又はこの併科

法人 1,000万円以下の罰金（両罰規定）

※ 両罰規定とは

違反者だけでなくその違反者が所属する
法人にも罰則

主な罰則－ B

ガイドブック p 49

- ・ 無許可業者への名義貸し禁止違反

産業廃棄物収集運搬業者が、自己名義で他人に収集運搬又は処分を行わせたとき。



個人	5年以下の拘禁刑若しくは 1,000万円以下の罰金又はこの併科
法人	1,000万円以下の罰金（両罰規定）

主な罰則－ C、 Y

ガイドブック p 4 9

- ・ 無許可営業

許可を受けずに、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行ったとき



個人 5年以下の拘禁刑 若しくは
1,000万円以下の罰金又はこの併科
法人 3億円以下の罰金（両罰規定）

産業廃棄物管理票 (マニフェスト)の交付(1)

契約後は、いよいよ廃棄物の引渡しです。

引渡し時は・・・

- ・受託者（処理業者）へ

産業廃棄物を引き渡すと同時に、

産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する
必要があります。（電子マニフェストも使用可。）

※マニフェストとは・・・

委託する産業廃棄物の種類、性状、数量、委託者（収集運搬、処分）等の情報を記載した伝票。一目で委託した産業廃棄物の処理状況を確認できる仕組み。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の交付 (2)

一般的なマニフェスト

A,B1,B2,C1,C2,D,E票の
合計 7 枚で構成。

**交付者 (排出事業者)
が記載すること！**

記載方法は
ガイドブックP26,27
参照のこと。

記載不備には罰則あり

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日	年 月 日	交付番号	%	整理番号	交付担当者	氏名
事 業 者 (排 出 者)	氏名又は名称		名称		氏名	
	住所 〒		電話番号		所在地 〒	
産 業 廃 棄 物	種類 (普通の産業廃棄物)		種類 (特別管理産業廃棄物)		数量 (及び単位)	荷姿
	☐ 0100 燃えがら		☐ 7000 引火性廃油		☐ 7424 燃えがら (有害)	産業廃棄物の名称
	☐ 0200 汚泥		☐ 7010 引火性廃油 (有害)		☐ 7425 廃油 (有害)	
	☐ 0300 廃油		☐ 7100 強酸		☐ 7426 汚泥 (有害)	
	☐ 0400 廃酸		☐ 7110 強酸 (有害)		☐ 7427 廃酸 (有害)	
	☐ 0500 廃アルカリ		☐ 7200 強アルカリ		☐ 7428 廃アルカリ (有害)	有害物質等
	☐ 0600 廃プラスチック類		☐ 7210 強アルカリ (有害)		☐ 7429 ばいじん (有害)	
	☐ 0700 紙くず		☐ 7300 感染性廃棄物		☐ 7430 13号廃棄物 (有害)	
	☐ 0800 木くず		☐ 7410 PCB等		☐ 7440 廃水銀等	
	☐ 0900 繊維くず		☐ 4000 動物系固形不燃物		☐ 7421 廃石綿等	備考・通信欄
☐ 1000 動植物性残さ		☐ 7422 指定下水汚泥		☐		
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鉱さい (有害)		☐		
				☐		
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号)					
最終処分 の場所	☐ 帳簿記載のとおり					
	☐ 委託契約書記載のとおり					
運搬受託者	氏名又は名称		名称		氏名	
	住所 〒		電話番号		所在地 〒	
処分受託者	氏名又は名称		名称		氏名	
	住所 〒		電話番号		所在地 〒	
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)		(受領欄)	運 送 終了年月日	年 / 月 / 日	数量 (及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)		(受領欄)	処 分 終了年月日	年 / 月 / 日	最終処分 終了年月日
最終処分を 行った場所	名称 / 所在地 / 電話番号		(委託契約書記載の場所) あるいは委託契約書記載の番号			
発行元: 公益社団法人 全国産業資源循環連合会						
照 合 確 認 B 2 票 年 月 日 D 票 年 月 日 E 票 年 月 日						

類似品に注意してください

出典: 公益社団法人全国産業資源循環連合会

排出事業者が記載！

<記載例>

- ① 交付年月日
- ③ 排出事業者の
名称・住所等
- ⑤ 委託する廃棄物
の種類・量等
- ⑥ 最終処分場所
の名称・住所等
- ⑦ 運搬業者の
名称・住所等
- ⑧ 処分業者の
名称・住所等

ここには記入不要
(二次マニフェスト
の場合に使用)

運搬担当者の
受領確認
(運搬担当者が廃
棄物の受領時に
署名する)

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票										
交付年月日	R7年5月1日		交付番号			整理番号			交付担当者氏名	青森太郎
事業 (排出者)	氏名又は名称 ■■建設(株)					名称 ○△ビル解体工事作業所				
	住所 〒030-1111 電話番号 017-111-2222 青森県〇〇市〇×町1-2-3					所在地 〒030-5555 電話番号 017-222-3333 青森県□□市□□町4-5-6				
産業 廃 棄 物	種類(普通の産業廃棄物)					種類(特別管理産業廃棄物)				
	☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害) ☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 ガラス・陶磁器くず ☐ 7010 引火性廃油(有害) ☐ 7425 廃油(有害) ☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鋳さい ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 0400 廃酸 ☒ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 廃酸(有害) ☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ(有害) ☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害) ☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物(有害) ☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等 ☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不要物 ☐ 7421 廃石棉等 ☐ ☐ 1000 動植物性残さ ☐ 4100 動物系固形不要物 ☐ 7422 指定下水汚泥 ☐ ☐ 1100 ゴムくず ☐ 4200 動物系固形不要物 ☐ 7423 鋳さい(有害) ☐					数量(及び単位)	10t 二重梱包			
産業廃棄物の名称						建設廃棄物				
有害物質等						処分方法 溶融				
備考・通信欄										
☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☒ 石棉含有産業廃棄物 ☐ 特定産業廃棄物										
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり									
最終処分 の場所	☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり									
運搬 受託者	氏名又は名称 (有)〇〇運輸					名称 (株)〇〇会社△△サウナセンター				
	住所 〒030-1234 電話番号 017-987-6543 青森県△△市××町100					所在地 〒030-3030 電話番号 017-777-7777 青森県◇◇市◆◆町7-8-9				
処分 受託者	氏名又は名称 (株)〇〇会社					名称				
	住所 〒030-0303 電話番号 017-710-1701 青森県●●市2-2-2					所在地 〒 電話番号				
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)					(受領欄)	運搬 終了年月日	年月日	有価物積荷量	数量(及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)					(受領欄)	処分 終了年月日	年月日	最終処分 終了年月日	年月日
最終処分を 行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)									

- ② 交付担当者
- ④ 廃棄物を排出
した事業場の
名称・所在地等

運搬や処分する際
の注意事項

- ⑨ 運搬先の事業
場の名称・所在
地等

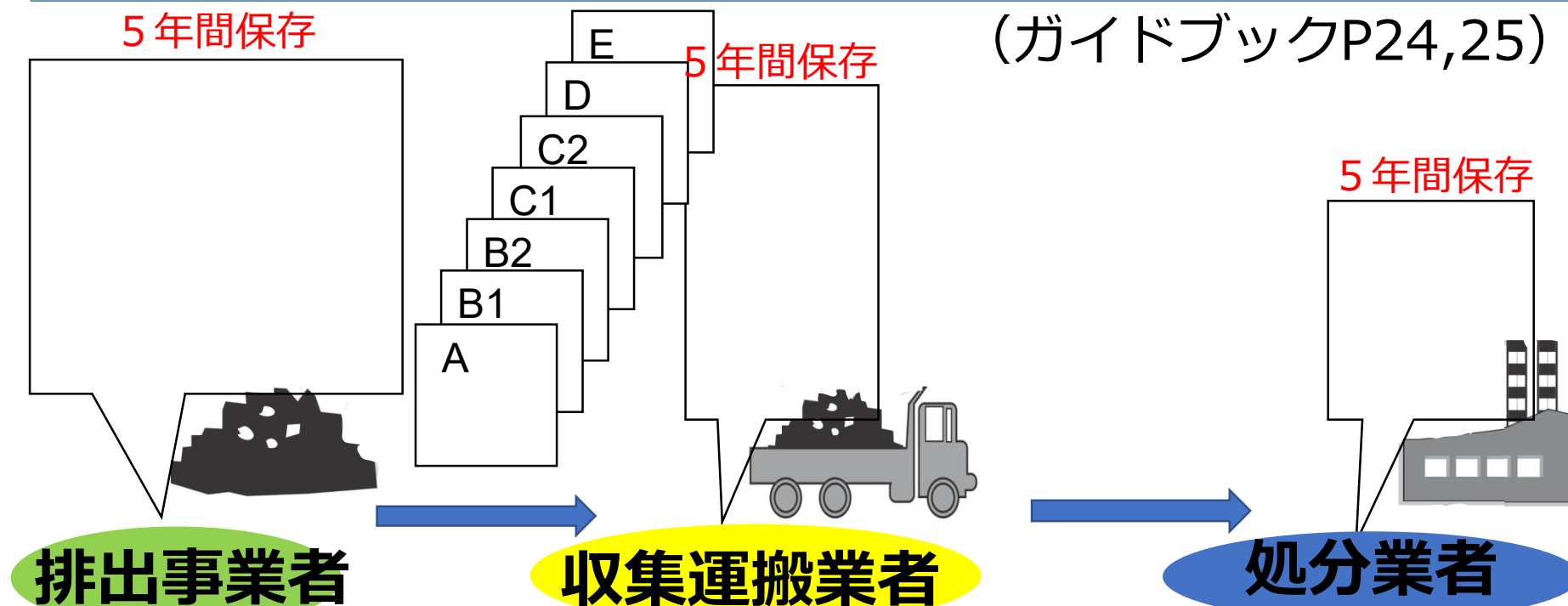
積替え保管する場
合は、積替え保管
する場所の名称・
所在地等

「B2票」「D票」
「E票」が送付された
時は、速やかに照合確
認し、「A票」のこの
欄に日付を記入

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

出典：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の交付 (3)



排出事業者の責任において、**適正処理が完了したことを**確認してください

A～Eのマニフェストは、各事業者において**5年間保存**する必要があります

マニフェストの集計・報告（１）

（ガイドブックP46）

処理委託した産業廃棄物が適正処理されたことを
確認した後・・・

**前年度（４月～３月）において交付したマニフェストを
集計し、産業廃棄物の種類ごとに数量をとりまとめ、
知事※^１に産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が
必要です※^２。 報告期限 ６月末日**

※１ 青森市、八戸市内の事業場に係るものについては、各市に提出してください。

※２ 全ての委託で電子マニフェストを使用している事業者については、
情報処理センターが報告することとしているため、対応不要です。

記入例

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和〇年度)

青森県知事 殿

単位を「トン」で記入。「トン」以外の単位で管理している場合は換算表を参考に換算して記入。

産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入。

報告者

住 所 青森県××市□□1-1

氏 名 青い森建設株式会社 代表取締役 青森太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

原則、法人名及び法人代表者氏名のみ記入。
※社印、代表者印は省略できます

令和〇年〇月〇〇日

日本標準産業分類の
中分類を記入。

廃棄物処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和〇年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		青い森建設株式会社 ××市営業所					業 種	総合工事業	
事業場の所在地		青森県××市□□1-2-3					電話番号 △△△-△△△-△△△△		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1	木くず	100	10	XXXXXX	〇〇運輸株式会社	青森県〇〇市×△1-2	XXXXXX	〇×産業株式会社	青森県〇〇市×△1-2
2	木くず	20	2	XXXXXX	株式会社□〇産業	同上	同上	同上	同上
3	汚泥	20	2	同上	同上	青森県〇×市△□1-1	XXXXXX	株式会社□〇商事	青森県〇×市△□1-1
4	建設混合廃棄物	50	20	XXXXXX	株式会社□〇産業	青森県〇〇市×△2-1-2	XXXXXX	〇〇興産株式会社	青森県〇〇市×△2-1-2

備考

- この報告書は前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明示すること。
- 処
- 区

**様式、記載例は県HPで公表しています。
本県ホームページから「マニフェスト」で検索して
詳細を御確認ください。**

A列4番)

マニフェストの集計・報告（２）

（ガイドブックP45,46）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書において
数量を集計した結果・・・

多量排出事業者※１

（産廃1,000 t 以上、特管産廃50 t 以上）

となった場合は、知事※２に

（特別管理）産業廃棄物処理計画書の提出が必要です。

報告期限 6 月末日

また、次年度、処理計画実施状況報告書の提出が必要です。

※１ 自社で処理を行う事業者は自社処理分と委託処理分の合計量となります。

※２ 青森市、八戸市内に該当する事業場を設置している事業者は、各市に提出してください。

(特別管理) 産業廃棄物処理計画書

産廃処理計画書

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
年 月 日	
都道府県知事 (市長)	殿
提出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
産業物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	
事業場の所在地	
計画期間	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

特管産廃処理計画書

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
年 月 日	
都道府県知事 (市長)	殿
提出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
産業物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	
事業場の所在地	
計画期間	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

様式、記載例は県HPで公表しています。
本県ホームページから「多量排出事業者」で検索して
詳細を御確認ください。

特別管理産業廃棄物多量排出事業者の 電子マニフェスト使用義務化について

(ガイドブックP23)

平成29年の廃棄物処理法改正により、
特別管理産業廃棄物の多量排出事業者
(排出量50 t / 年以上、PCB廃棄物を除く。) は、
令和2年4月1日から

電子マニフェストの使用が義務化されています。

電子マニフェストに関するお問い合わせは
(公財)日本産業廃棄物処理振興センター

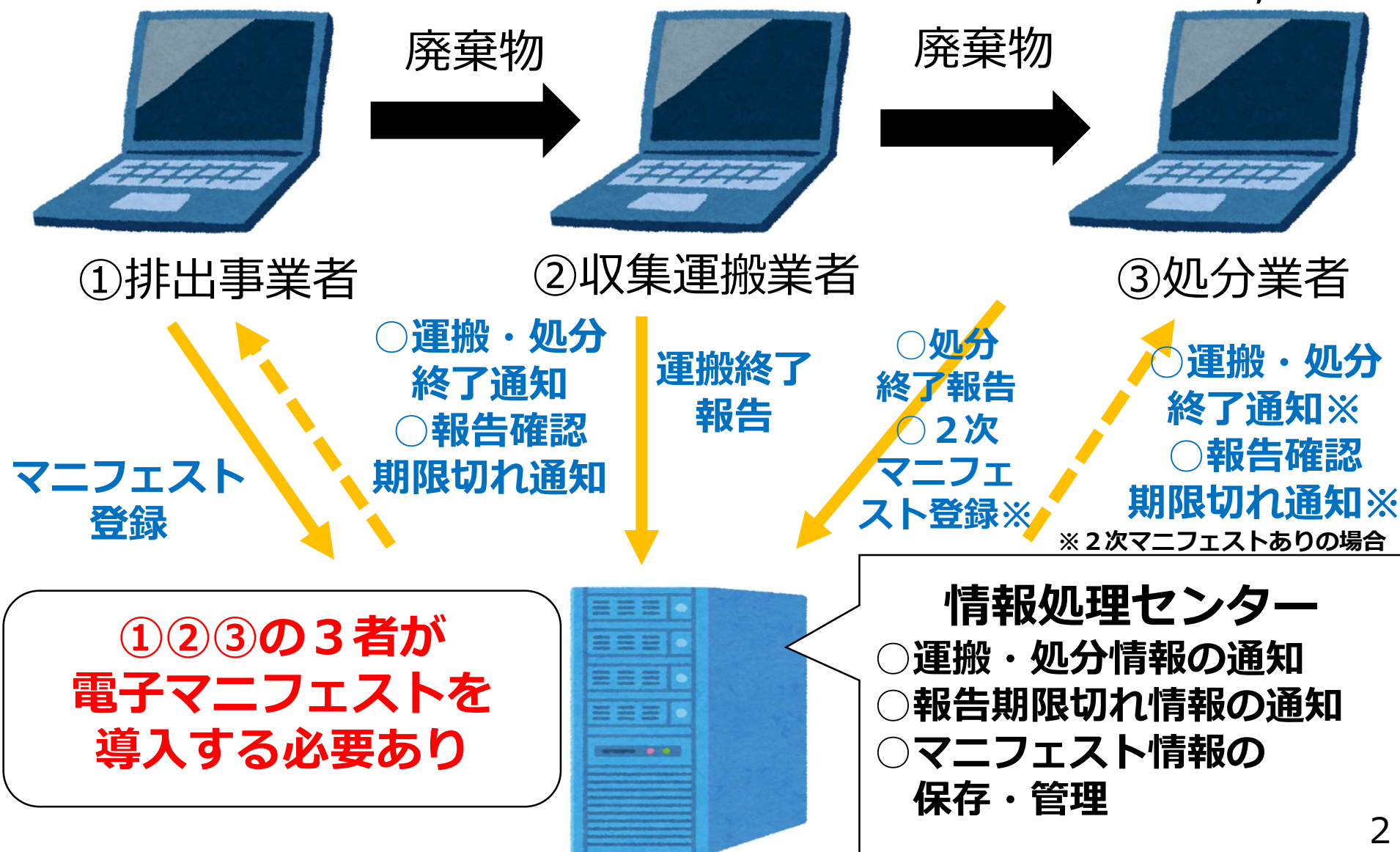
TEL 0800-800-9023

<http://www.jwnet.or.jp> まで！

電子マニフェスト 利用のお願い

電子マニフェストとは

(ガイドブックP28,29)



運用比較（１）

項目	紙マニフェスト	電子マニフェスト
マニフェストの交付・登録	必要事項を手書き引渡しと同時に交付	パソコン入力登録は引渡した日から３日以内
処理終了確認	排出事業者控えのA票と、送付されてくるB2票・D票・E票を照合して確認	パソコンの画面上で確認

→手書き不要・照合作業の負担軽減

運用比較（２）

項目	紙マニフェスト	電子マニフェスト
マニフェストの保存	５年間保存	情報処理センターで 電子的に保存 (保存スペース不要)
行政報告	毎年、産業廃棄物管理票交付等 状況報告書を提出	情報処理センター が報告 (報告書提出不要)

→マニフェストの保存及び報告書の
作成事務の負担軽減

電子マニフェスト普及促進事業について

(ガイドブックP48)

- ・ 会員の皆様に**無料で電子マニフェストを利用できる環境をご提供**
- ・ 電子マニフェストの**導入手順をわかりやすくまとめたマニュアルをご用意**

ご質問やご利用のお申込みは
(一社)青森県産業資源循環協会内
あおもり循環型社会推進協議会まで
TEL 0 1 7 — 7 2 1 — 3 9 1 1

電子マニフェスト導入の解説等について

- ・ 電子マニフェスト未加入の排出事業者、処理業者、建設業者等を対象とした**電子マニフェスト解説動画**を日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）のホームページにて配信
- ・ **質疑応答**は、チャットボットまたはお問い合わせフォームにて実施

詳しくは下記URLを確認下さい
日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/douga/index.html>

建設系廃棄物の 適正処理について



大規模な不法投棄等*の6～8割は 建設系廃棄物

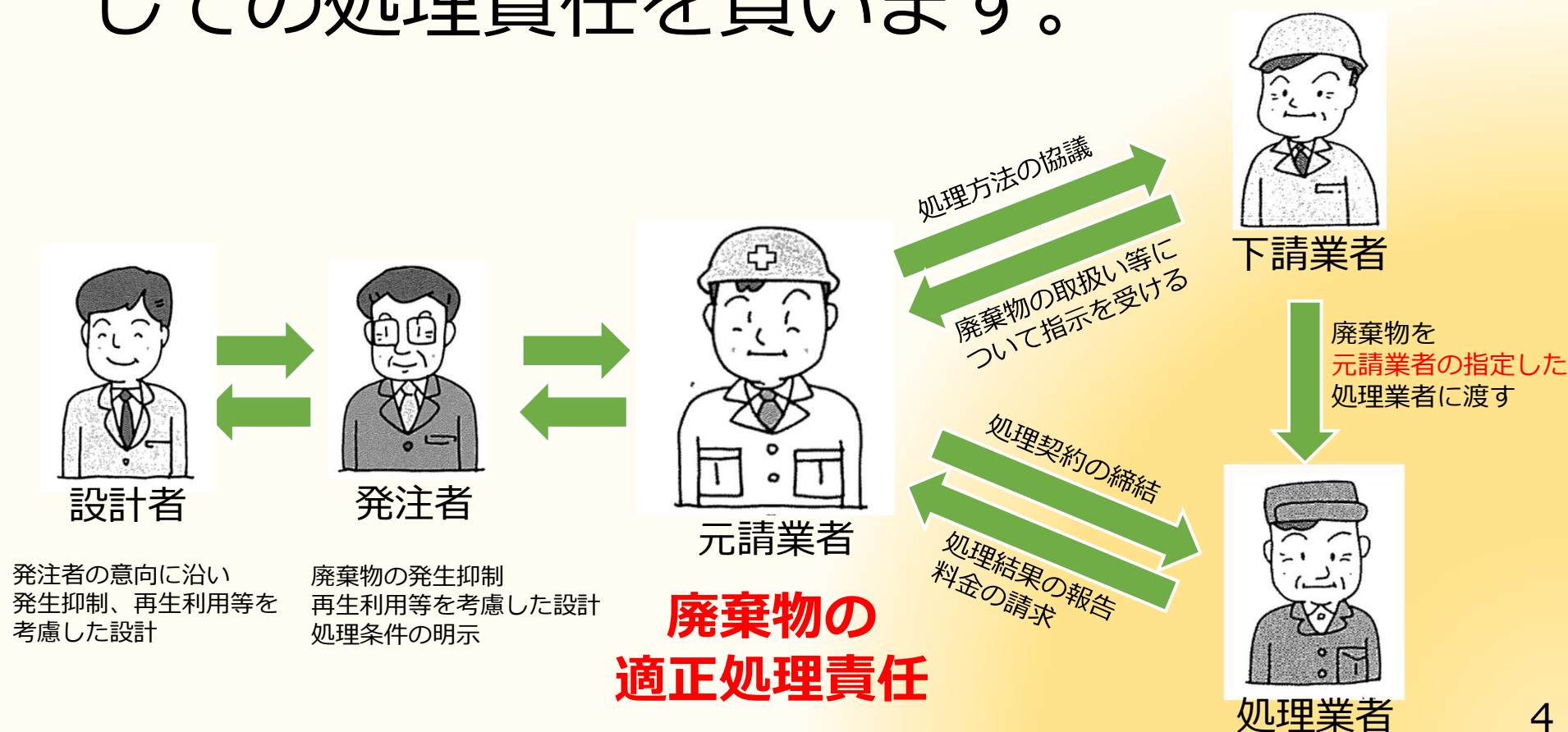
			R1	R2	R3	R4	R5
全国	発見件数		291	321	238	241	221
	うち 建設系	件数	223	225	169	181	156
		割合	76.6%	70.1%	71.0%	71.5%	70.6%
青森県	発見件数		10	19	16	7	11
	うち 建設系	件数	6	15	9	6	7
		割合	60.0%	78.9%	56.3%	85.7%	63.6%

*廃棄物量10トン以上の不法投棄
及び不適正処理

建設工事関係者の役割等

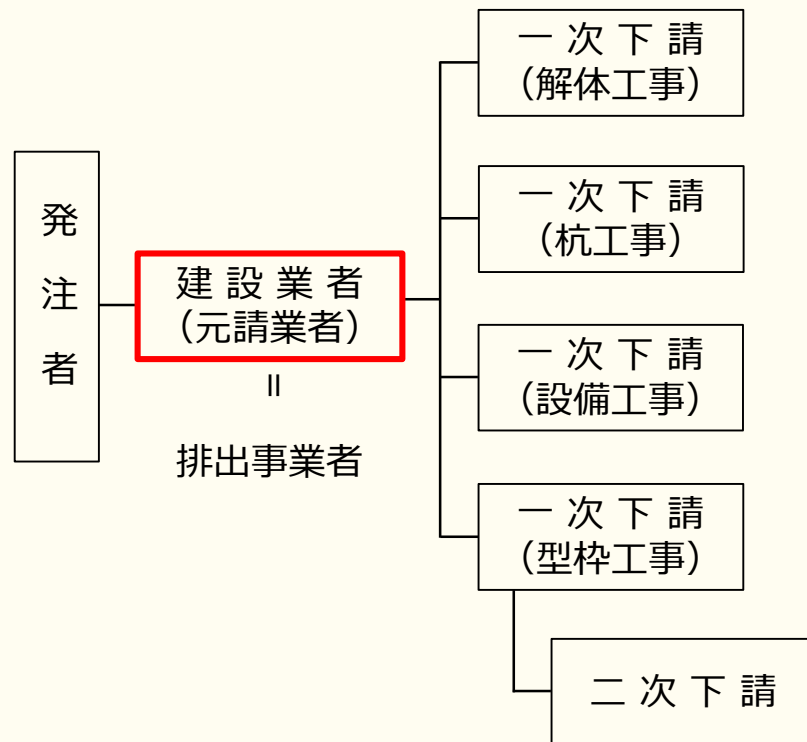
(ガイドブックP.52)

建設工事では、**元請業者が排出事業者**としての処理責任を負います。

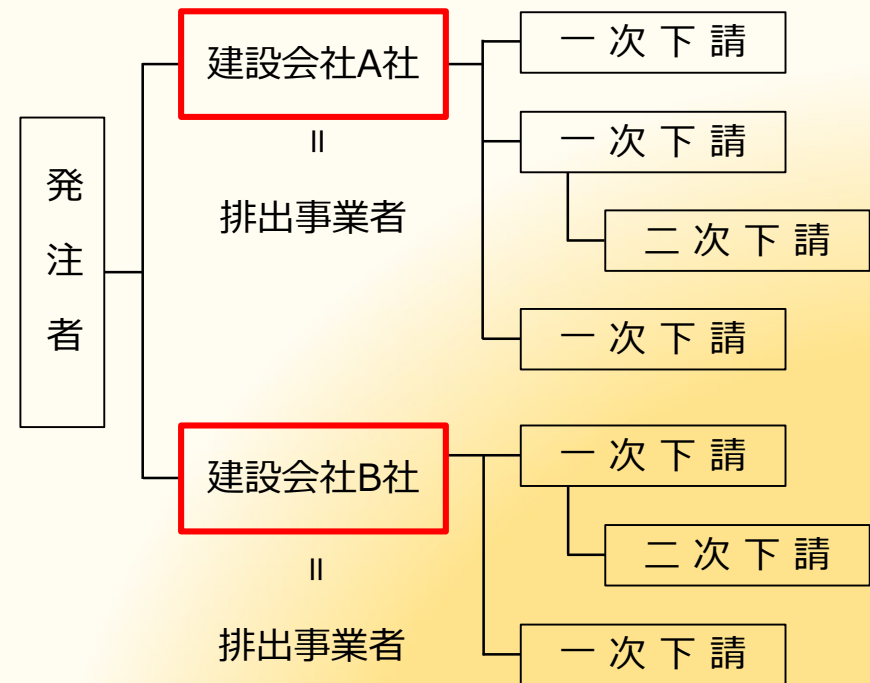


代表的な契約形態における排出事業者(例)

①通常の場合



②分離発注の場合



建設資材廃棄物の引渡完了報告制度

(ガイドブックP.57)

建設リサイクル法

発注者 : 工事着手前に分別解体計画などを
特定行政庁*に届け出る義務

*県、青森市、弘前市、八戸市

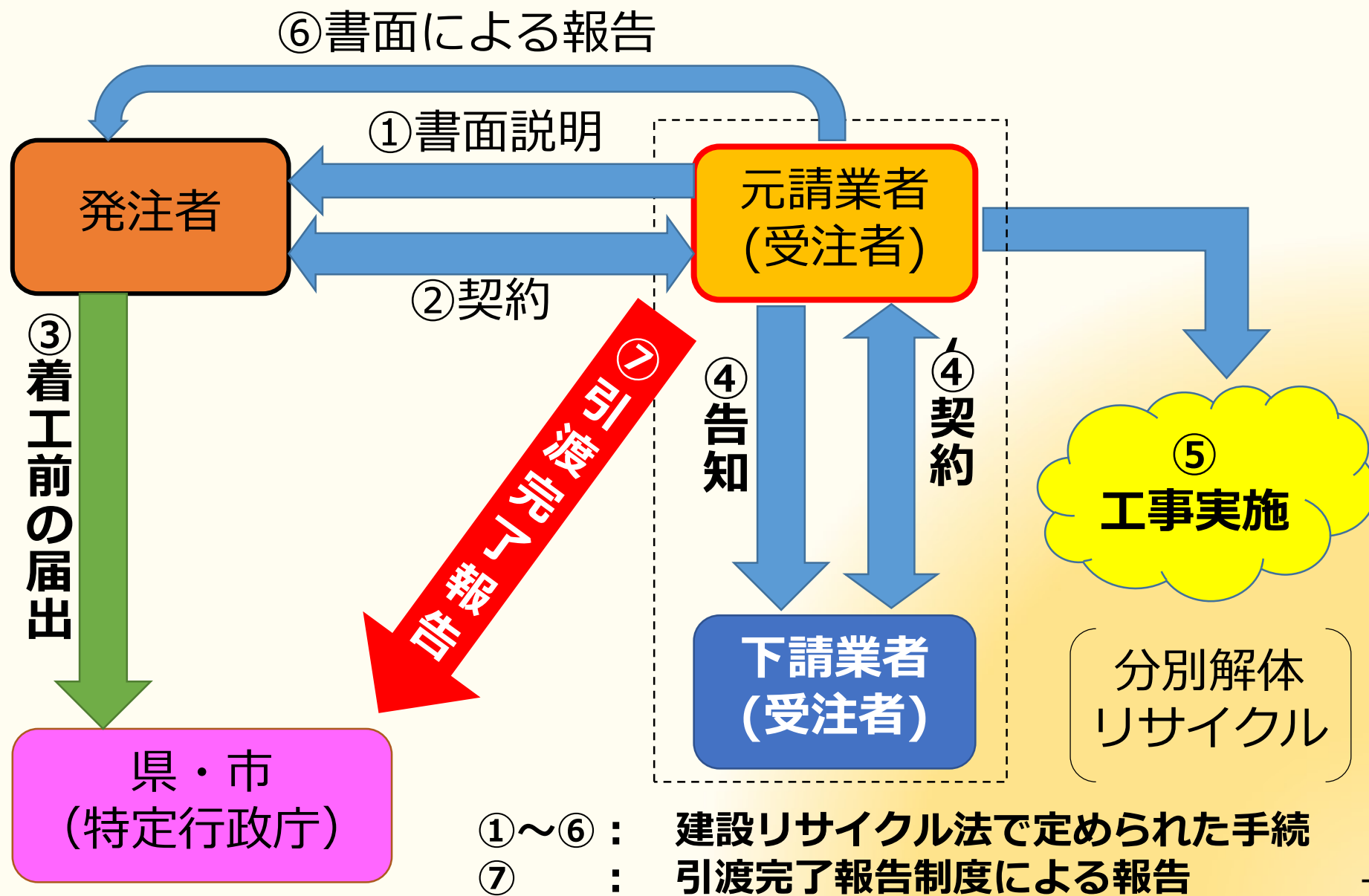
元請業者 : 工事により排出された特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了後、発注者へ報告する義務

建設リサイクル法では、工事で発生したすべての廃棄物が最終的に適正処理されたかどうか、行政が確認することができない。



建設資材廃棄物の引渡完了報告制度を制定

建設資材廃棄物の引渡完了報告制度



建設資材廃棄物の引渡完了報告制度

■ 報告方法

所定の様式に必要な事項を記入し、添付書類を添えて、工事現場の所在地を管轄する**環境管理事務所**に提出

(工事現場が青森市、八戸市の場合は、それぞれの市の規定に従い、それぞれの市に提出)

＜添付書類＞

- ・ 紙マニフェスト使用 : B2票の写し
- ・ 電子マニフェスト使用 : 運搬終了の通函があったことを確認できる書面
- ・ 自己運搬の場合 :
 - ・ 元請業者（自主施工者）の氏名又は名称、住所
 - ・ 運搬する廃棄物の種類、数量
 - ・ 廃棄物の積載日、積載場所（工事現場）の名称、所在地、連絡先
 - ・ 運搬先（処理施設）の名称、所在地、連絡先

■ 報告時期

工事で排出されたすべての建設資材廃棄物を**処分業者に引き渡した日から20日以内**に報告

様式やその他の詳細は県HPで公表しています。

引渡完了報告



https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shigen/kenpai_houkoku.html

青森県建設系廃棄物 適正処理推進行動指針

(ガイドブックP.59)

＜策定主旨＞

建設系廃棄物の不法投棄等を防止するため、建設系廃棄物の発生から処理までの各段階において、建設・解体工事の発注者、元請業者、産業廃棄物処理業者、行政及び県民の各主体が取り組むべき事項を明示

＜目標＞

建設系廃棄物の大規模な不法投棄*について、**概ね令和10年度までの撲滅**に向け、建設系廃棄物の適正処理を推進する。

(*環境省が公表している10トン以上の不法投棄)

＜元請業者（排出事業者）に求められる行動の例＞

- ・ 分別解体の徹底
- ・ 優良な産業廃棄物処理業者の選定
- ・ 「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」の確認・活用

具体的な内容は県HPで公表しています。

建設系廃棄物行動指針



<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shigen/kenpaisisin.html>